

「地方分権改革」によって地域課題を解決

現場の声や日常の業務を通じ、各自治体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、

- ① **地域の実情に合わなくなった** (例：過疎化)
 - ② **新たな取組を行う上での支障となっている** (例：企業誘致)
- などの**地域課題**を見つけ出し、



地方の声で国の制度が変わる **「提案募集方式」** を活用し、**各自治体から国の制度改正等に関する提案**を行い、これが実現されることで**地域課題の解決が可能**となる。

地方分権改革の推進手法

国の関与・規制は、相当の理由・歴史的背景の下で行われており、これを変えるためには、関係府省の理解を得て、関係法令等を改正する手続が不可欠
一方、法令等の改正には、その必要性や正当性を根拠付ける事実を明確に示すことが必要



このため、現在は、内閣府地方分権改革推進室が、有識者会議とともに、地方から出された提案を各府省と折衝・調整し、提案の実現を図る体制となっている

「提案募集方式」の概要

地方公共団体等

- ・政策遂行上の支障となる国の制度・運用について、見直しを提案
⇒自治体に任せる(=事務権限の移譲)、
規制緩和(義務付け等の見直し)等の方向での
分権的解決を提案



提案内容、各種回答、
調整結果は、内閣府の
ホームページで公表

政府

- ・内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、有識者会議又は
提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

現場が直面する課題を解決する 「提案募集方式」

- ✓ 現場で直面する制度面の課題を実際の支障に即して解決
- ✓ 毎年の提案を通じて、可能な部分からスピード感を持って改善（大きな制度改正は数年がかりのケースも）
- ✓ 制度所管府省も、現場とのギャップを埋め、制度の実効性を高められるメリット

⇒ “現場の課題解決” に役立つ仕組み

制度の運用も提案の対象

- ①法律、政令、省令の規定だけでなく、
- ②通知、要綱・要領の規定がネックとなる場合、
- ③さらには、これらの文言の解釈が曖昧なため、
 - ・新たな取組が国の補助対象から外れるのではないか？
 - ・あるいは、罰則の適用対象になるのではないか？という不安から、自治体担当者が新たな取組を躊躇しているケースにも対応。

地方分権改革の推進体制

【閣僚レベルの政策検討・決定】

地方分権改革推進本部

(閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

(地方分権改革)

本部長：その他全閣僚

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議

(地方分権改革担当大臣の下で開催)

座長	：神野直彦	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
座長代理	：小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授(行政法)
議員	：石橋良治	邑南町長(島根県)
	市川晃	住友林業株式会社 代表取締役社長 (経済同友会 地方分権委員会委員長)
	太田稔彦	豊田市市長
	後藤春彦	早稲田大学大学院教授(都市計画)
	勢一智子	西南学院大学教授(行政法)
	谷口尚子	慶應義塾大学大学院准教授(政治学)
	平井伸治	鳥取県知事

【事務局】

内閣府地方分権改革推進室

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

雇用対策部会		
地域交通部会		
農地・農村部会		
提案募集検討専門部会		
部会長：高橋滋	法政大学法学部教授	
構成員：磯部哲	慶応義塾大学法科大学院教授	
	伊藤正次	首都大学東京大学院社会科学部研究科教授
	大橋洋一	学習院大学法科大学院教授
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	勢一智子	西南学院大学法学部教授
	野村武司	東京経済大学現代法学部教授
	山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授